

議案第 8 2 号

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 9 月 1 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例
(山陽小野田市手数料徴収条例の一部改正)

第 1 条 山陽小野田市手数料徴収条例(平成 1 7 年山陽小野田市条例第 9 0 号)
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 3 項中「及び別表第 7 から別表第 1 7」を「、別表第
7 及び別表第 8 並びに別表第 1 0 から別表第 1 8」に改める。

附則中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 2 条関係)

船員法第 1 0 4 条第 1 項の規定により市町村が処理する事務に関する政
令(昭和 2 8 年政令第 2 6 0 号。以下この表において「政令」という。)
に関する事務

	名称	事務	金額
1	船員手帳交付 手数料	政令第 1 項第 3 号の規 定に基づく船員手帳の 交付	1 件につき 1, 9 5 0 円
2	船員手帳再交 付手数料	政令第 1 項第 3 号の規 定に基づく船員手帳の 再交付	1 件につき 1, 9 5 0 円

3	船員手帳書換え手数料	政令第1項第3号の規定に基づく船員手帳の書換え	1件につき1,950円
4	船員手帳訂正手数料	政令第1項第3号の規定に基づく船員手帳の訂正	1件につき430円

別表第17を別表第18とし、別表第12から別表第16までを1表ずつ繰り下げ、別表第11の次に次の1表を加える。

別表第12（第2条関係）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この表において「法」という。）に関する事務

	名称	事務	金額
1	通知カードの再交付手数料	法第7条第1項に規定する通知カードの再交付（追記領域の余白がなくなった場合、個人番号又は住民票コード変更により返納した場合、国外転出により返納した場合その他再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合の再交付を除く。）	1枚につき500円

第2条 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第11の5の項及び6の項を削る。

別表第12に次のように加える。

2	個人番号カードの再交付手	法第2条第7項に規定する個人番号カードの	1枚につき800円
---	--------------	----------------------	-----------

	数料	再交付(追記領域の余白がなくなった場合、個人番号又は住民票コード変更により返納した場合、国外転出により返納した場合その他再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合の再交付を除く。)	
--	----	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中山陽小野田市手数料徴収条例第2条第1項及び第3項の改正規定並びに別表第17を別表第18とし、別表第12から別表第16までを1表ずつ繰り下げ、別表第11の次に1表を加える改正規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

議案第 8 2 号参考資料

山陽小野田市手数料徴収条例新旧対照表（第 1 条関係）

改正後	改正前
<p>（手数料の名称等）</p> <p>第 2 条 市が徴収する手数料の名称、事務及び金額は、別表第 1 から別表第 3 まで、別表第 5、別表第 7 及び別表第 8 並びに別表第 1 0 から別表第 1 8 までに定めるとおりとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 手数料は、別表第 1 から別表第 3 まで、別表第 5、別表第 7 及び別表第 8 並びに別表第 1 0 から別表第 1 8 までに定めがあるもののほか、1 申請又は 1 請求を 1 件としてこれを徴収する。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 施行日の前日までにした行為に対する過料の適用については、なお合併前の条例等の例による。</p> <p><u>別表第 2（第 2 条関係）</u></p> <p><u>船員法第 1 0 4 条第 1 項の規定により市町村が処理する事務に関する政令（昭和 2 8 年政令第 2 6 0 号。以下この表において「政令」という。）に関する事務</u></p>	<p>（手数料の名称等）</p> <p>第 2 条 市が徴収する手数料の名称、事務及び金額は、別表第 1 から別表第 3 まで、別表第 5 及び別表第 7 から別表第 1 7 までに定めるとおりとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 手数料は、別表第 1 から別表第 3 まで、別表第 5 及び別表第 7 から別表第 1 7 までに定めがあるもののほか、1 申請又は 1 請求を 1 件としてこれを徴収する。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 <u>この条例の別表第 2 に掲げる手数料で雇用契約公認申請手数料及び船員手帳訂正手数料は、平成 1 7 年 4 月 1 日から徴収しない。</u></p> <p>4 施行日の前日までにした行為に対する過料の適用については、なお合併前の条例等の例による。</p> <p><u>別表第 2（第 2 条関係）</u></p> <p><u>船員法第 1 0 4 条第 1 項の規定により市町村が処理する事務に関する政令（昭和 2 8 年政令第 2 6 0 号。以下この表において「政令」という。）に関する事務</u></p>

	名称	事務	金額
1	船員手帳 交付手数料	政令第1項第3号 の規定に基づく船 員手帳の交付	1件につき1,950 円
2	船員手帳 再交付手 数料	政令第1項第3号 の規定に基づく船 員手帳の再交付	1件につき1,950 円
3	船員手帳 書換え手 数料	政令第1項第3号 の規定に基づく船 員手帳の書換え	1件につき1,950 円
4	船員手帳 訂正手数 料	政令第1項第3号 の規定に基づく船 員手帳の訂正	1件につき430円

	名称	事務	金額
1	雇用契約 公認申請 手数料	政令第1項第2号 の規定に基づく雇 入契約の公認の申 請に対する審査	1件につき430円
2	船員手帳 交付等手 数料	政令第1項第3号 の規定に基づく船 員手帳の交付及び 書換え	1件につき1,950 円
3	船員手帳 訂正手数 料	政令第1項第3号 の規定に基づく船 員手帳の訂正	1件につき430円

別表第12 (第2条関係)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この表において「法」という。）に関する事務

	名称	事務	金額
1	通知カード の再交付手 数料	法第7条第1項に 規定する通知カー ドの再交付(追記領 域の余白がなくな	1枚につき500円

った場合、個人番号
又は住民票コード
変更により返納し
た場合、国外転出に
より返納した場合
その他再交付がや
むを得ないものと
して市長が認める
場合の再交付を除
く。)

別表第 1 3 (略)

別表第 1 4 (略)

別表第 1 5 (略)

別表第 1 6 (略)

別表第 1 7 (略)

別表第 1 8 (略)

別表第 1 2 (略)

別表第 1 3 (略)

別表第 1 4 (略)

別表第 1 5 (略)

別表第 1 6 (略)

別表第 1 7 (略)

山陽小野田市手数料徴収条例新旧対照表（第2条関係）

改正後				改正前			
別表第11（第2条関係） 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この表において「法」という。）に関する事務				別表第11（第2条関係） 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この表において「法」という。）に関する事務			
	名称	事務	金額		名称	事務	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				5	住民基本台帳カード交付手数料	法第30条の44第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付	1枚につき500円
				6	住民基本台帳カード再交付手数料	法第30条の44第11項の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付	1枚につき500円
別表第12（第2条関係） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この表において「法」という。）に関する事務				別表第12（第2条関係） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この表において「法」という。）に関する事務			
	名称	事務	金額		名称	事務	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	個人番号	法第2条第7項に	1枚につき800円				

カードの
再交付手
数料

規定する個人番号
カードの再交付
(追記領域の余白
がなくなった場合
、個人番号又は住
民票コード変更によ
り返納した場合、国
外転出により返納し
た場合その他再交付
がやむを得ないもの
として市長が認める
場合の再交付を除く。)